

各国及び日本の産前産後休業の制度の状況

	ILO条約(第183号)	イギリス	ドイツ	フランス	EU	日本
休業期間	14週間(産後6週間を含む)	26週間(出産予定日の6週間前から取得可能)	産前6週間、産後8週間	産前6週間、産後10週間 第3子以降の場合は産前12週間、産後22週間	14週間	産前6週間、産後8週間
うち強制休業	産後6週間	産後2週間	産後8週間	産前2週間、産後6週間	出産前後の2週間	産後6週間
多胎妊娠の場合			産前6週間、産後12週間	双胎の場合は産前12週間、産後22週間 3つ子以上の場合は産前24週間、産後22週間		産前14週間、産後8週間
備考	妊娠、出産に起因する病気等の場合、休業の権利を保障	上記の休業をした者で、勤続1年以上の労働者は、上記の休業の終了日から26週間の追加の休業が可能	早産の場合、産後休業期間が延長される	妊娠、出産に起因する病気の場合、医師の指示により、産前2週間、産後4週間で限度に延長が可能		事業主は、保健指導・健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために、休業等の必要な措置を講ずる義務